

時短営業協力金第2弾 提出書類チェックシート

※第1弾の振込通知書がある場合は、より簡単に申請できます。

時短営業協力金第1弾
(交付対象期間：1月13日～2月7日)
の振込通知書がある

はい

いいえ

協力金第1弾を申請済で まだ振込通知が届いていない方へ

第1弾の振込通知が届いてから第2弾を申請するか、左記の「いいえ」に該当する書類により申請してください。

※審査効率化のため、ホッチキスで留めないよう御協力をお願いします。

<input type="checkbox"/>	時短営業協力金申請書（様式） ※「記入例」をご覧ください。
<input type="checkbox"/>	協力金の振込先の通帳の写し
<input type="checkbox"/>	協力金第1弾振込通知の写し

<input type="checkbox"/>	時短営業協力金申請書（様式）	詳しくは「記入例」をご覧ください。 ※消えるボールペン使用不可。
<input type="checkbox"/>	協力金の振込先の通帳の写し	・口座名義人、金融機関名、金融機関の支店名、預金の種類及び口座番号が分かる資料（通帳の写し等） ・インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が確認できる資料
<input type="checkbox"/>	営業許可証の写し	食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証
<input type="checkbox"/>	酒類を提供していることがわかる書面	メニューの写真及び酒類の納品書等（購入した事実がわかるもの）の写し ※酒類の納品書等は、令和3年2月12日（時短営業要請日）からさかのぼって3か月以内のもの。 ※メニューの写真がない場合は、ホームページの画面を印刷したものなど。
<input type="checkbox"/>	店舗外観写真	店舗の名称が確認できるもの（看板等）を含む外観写真
<input type="checkbox"/>	対象店舗において「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの	・期間中の営業時間（又は休業していること）が明記されたもの ・原則として、店先や店内に掲示した案内の写真を提出してください。
<input type="checkbox"/>	◆個人事業主の場合のみ 本人確認書類	・運転免許証、保険証等の写し（住所等が裏面記載の場合は裏面を含む）。 ・マイナンバーカードの写しの場合は、表面のみ提出してください。

納品書がない場合

青色申告・白色申告に関わらず、領収書や納品書、請求書などの書類は、5年間、保管することが法律で義務付けられています。

納品書の写しを提出できない場合、領収書など、税務申告上で保管が義務付けられている書類（酒類を購入した事実がわかるもの）の写しにより代用できます。